

伊達市空き家対策総合実施計画

1 計画の実施地区の区域

- 区 域 市内全域
- 面 積 265.1 km²

2 基本の方針

(1) 実施地区の概要

平成 27 年度に実施した実態調査では、建築敷地総数 23,426 件に対し空家等が市内全域に 854 件が点在し、空家率は 3.6%であることが判明しました。

地区別では、空家数が最も多いのは梁川地域の 271 件で、次いで霊山地域の 239 件となっています。空家率では、霊山地域の 7.0%が最も高く、次に梁川地域の 4.2%と続きます。

【地域別空家数及び空家率】

	建築敷地数	空家数	空家率
伊達地域	3,993件	146件	3.7%
梁川地域	6,391件	271件	4.2%
保原地域	8,022件	157件	2.0%
霊山地域	3,432件	239件	7.0%
月舘地域	1,588件	41件	2.6%
伊達市全体	23,426件	854件	3.6%

(2) 実施地区の課題

全国的に人口減少・少子高齢化の進展、建物の老朽化等に伴い、居住その他の使用がなされていない空家等が年々増加しています。中には、建物の不適切な管理による安全性の低下、環境衛生の悪化、景観の阻害等の問題が発生し、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす事例が見受けられます。伊達市においては、東日本大震災等による影響により、被災した家屋の解体や空き家であった住宅の賃貸等により、一時的に空き家が減少したものの空家等が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが懸念されております。

(3) 実施地区の整備の方針

伊達市では、空家等対策の推進に関する特別措置法第 6 条に基づき、平成 30 年 6 月に伊達市空家等対策計画を策定しました。この計画では、「空家等の適切な管理の促進」「空家等の利活用の促進」「管理不全な空家等への対応」の 3 つの方針を掲げ、地域住民の安全・安心の確保と住環境の保全に寄与するまちづくりを目指すこととしています。

(4) 空き家対策総合実施計画の目標

○計画期間 令和3年度から9年度まで（7年間）

○目 標 空き家等の利活用数 8棟

空き家等の除却数 5棟

3 空き家の活用と除却に関する事項

事業手法	施工者	事業対象	活用用途 又は跡地の活用	棟数	事業実施 予定時期
活用	伊達市	空き家等（地方公共 団体が保有し又は 管理するものを 含）	交流施設	1棟	R4年度
	所有者等	空き家等	利活用者への補助	7棟	R3年度 ～R9年度

除却	伊達市	空き家等（地方公共 団体が保有し又は 管理するものを 含）	広場・ウォーキン グ休憩所等・併設 施設の駐車場等	4棟	R4年度 ～R9年度
	所有者等	特定空き家等	所有者等の意向に よる	1棟	R5年度 ～R9年度

4 他の空き家対策に関する事項

空き家バンクの運用、空き家の適正管理のためのパンフレット作成など

5 その他必要な事項

特になし